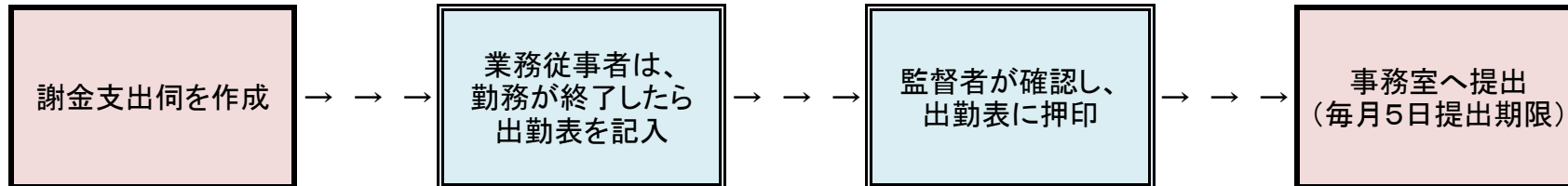
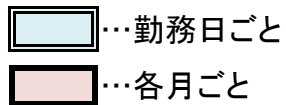


アルバイト謝金支出フロー



※学生以外の方は時給算定のため
前もって提出してください。



★注意事項★

- 監督者または補助監督者が在勤でない場合は、アルバイト不可。
- 本学在籍で在留資格「留学」の学生の場合、「1週間につき30時間以内」の範囲で勤務可（資格外活動許可不要）。
それ以外の外国人の場合、「1週間につき28時間以内（学際外勤務も含め）」の範囲で勤務可（資格外活動許可必要）。
- 学生の場合、授業時間と勤務時間が重複していないか、本人と監督者双方がカリキュラム等で確認の上、
学業に支障のない範囲で勤務すること。
- OTAやRA等の業務時間と重複しないようにする。また、TAやRAの業務時間も合わせて1日7時間45分の以内の範囲で勤務すること。
- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、支払年（原則勤務月の翌月）が勤務した年の翌年になる場合には、
翌年分の申告書を同時に提出すること。

※別紙「アルバイト謝金注意事項・チェック項目」を参考の上、遺漏のないよう書類を作成してください。